

令和元・2年度の建設工事等入札参加資格の認定について

令和元・2年度の建設工事等の入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	9,834 者 (10,116 者)	7,536 者 (7,799 者)
	認定者実数	2,836 者 (2,878 者)	2,193 者 (2,239 者)
	認定業種	全 3 2 業種	

※ () 内の数字は、平成 29・30 年度の当初資格認定時の業者数等である。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）

配点：従前どおり

- 指名除外数値～指名除外及び下請制限した月数（減点要素）

配点：従前どおり

- その他数値（加点要素）

配点等：広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録の配点を変更。広島県働き方改革実践企業認定制度の登録，暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,250 以上	1,125 以上 (1,145 以上)	935 以上 (980 以上)	1,020 以上 (1,005 以上)	1,035 以上 (1,050 以上)	840 以上 (830 以上)	935 以上 (925 以上)	920 以上 (930 以上)
B	880 以上 (870 以上)	850 以上 (855 以上)	810 以上 (820 以上)	855 以上 (850 以上)	855 以上 (870 以上)	780 以上 (750 以上)	795 以上 (790 以上)	795 以上 (780 以上)
C	660 以上	670 以上	720 以上 (715 以上)	690 以上 (675 以上)	715 以上	680 以上 (670 以上)	695 以上 (690 以上)	680 以上 (675 以上)
D	660 未満	670 未満	720 未満 (715 未満)	690 未満 (675 未満)	715 未満	680 未満 (670 未満)	695 未満 (690 未満)	680 未満 (675 未満)
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置、 電気通信工事		
A	850 以上 (865 以上)	970 以上 (915 以上)	915 以上	940 以上 (980 以上)	750 以上	915 以上		
B	770 以上 (745 以上)	800 以上 (765 以上)	780 以上 (765 以上)	795 以上 (820 以上)	640 以上	650 以上		
C	695 以上 (680 以上)	690 以上 (670 以上)	690 以上 (670 以上)	715 以上	640 未満	650 未満		
D	695 未満 (680 未満)	690 未満 (670 未満)	690 未満 (670 未満)	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和元年6月1日から、令和3年度以降の資格認定日まで。

令和元・2年度の測量・建設コンサルタント等

入札参加資格の認定について

令和元・2年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を次のとおり認定する。

1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者	
認定数	資格数	延分野数	1,731 者 (1,756 者)	663 者 (703 者)
		延部門数	9,031 者 (9,269 者)	3,623 者 (3,819 者)
	認定者実数		750 者 (768 者)	329 者 (354 者)
	業務分野		6 分野 4 6 部門 (全分野・全部門)	

※ () 内の数字は、平成 29・30 年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した 46 業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般, 航空測量, 地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般, 意匠, 構造, 電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路, トンネル, 電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査, 土地評価, 物件等	8
その他業務	不動産鑑定, 登記手続, その他	3

2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

(1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 業務成績数値～県が発注した業務の完了業務成績点(加点及び減点要素)

配点：従前どおり

- 指名除外数値～指名除外、再受託制限及び契約制限した月数(減点要素)

配点：従前どおり

- その他数値(加点要素)

配点等：広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録の配点を変更。優良建設コンサルタント表彰，広島県働き方改革実践企業認定制度の登録，暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を追加。その他の項目は従前どおり。

(2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	200 点以上 (205 点以上)	165 点以上 (145 点以上)	155 点以上 (160 点以上)	175 点以上	205 点以上 (200 点以上)
B	130 点以上	100 点以上	90 点以上	110 点以上	130 点以上
C	130 点未満	100 点未満	90 点未満	110 点未満	130 点未満

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

・() 内の数字は現行の格付数値を示す。

3 有効期間

令和元年6月1日から、令和3年度以降の資格認定日まで。